

学校安全の実践力向上を目指し出前講座を行いますので、学校・園への周知について御協力願います。なお、周知の範囲及び方法については、各教育委員会等の御判断にお任せいたします。

事務連絡
令和6年7月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

令和6年度「学校安全実践力向上出前講座」の周知について（依頼）

平素より、学校安全の取組に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、令和6年度学校安全総合支援事業（学校安全に係る専門性向上支援事業）において、学校安全の実践力向上を目指した標記事業を別添チラシのとおり実施することになりました。複数の学校園から教職員が参加する学校安全研修などの主催団体が、無料にて専門家派遣を受けられる事業ですので、ぜひ御活用ください。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の幼保連携型認定こども園に対して、別添チラシの配付をお願いいたします。

なお、周知の範囲及び方法については、学校等における働き方改革の観点から、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、各教育委員会等の御判断にお任せいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp